

Business News

第279号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、新型コロナウイルス感染症で売上減少に直面する事業者への対策である、家賃支援給付金と持続化給付金についてご案内いたします。

新型コロナウイルス対策 家賃支援給付金・持続化給付金

2020年7月14日より、家賃支援給付金の申請受付が開始されました。また、持続化給付金についても、拡大された対象者の申請受付が2020年6月29日から始まっています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向けの各給付金のポイントをご案内いたします。

1. 家賃支援給付金のポイント〔最大で法人600万円、個人事業者300万円〕

2020年5月～12月において、売上が1か月で前年比50%以上、または連続3か月で前年同期比30%以上減少している事業者を対象とし、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金です。対象者、給付額等の概要はビジネスニュース第277号にてご確認ください。

<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews277.pdf>

- (1) 申請に必要な書類（主なもの）
 - ア：賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
 - イ：申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
 - ウ：（個人事業者の場合）本人確認書類（運転免許証等）→持続化給付金と同様
 - エ：売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）→持続化給付金と同様
- (2) 申請のタイミング：売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも可能です。
- (3) 借地の賃料：建物の有無は問わず、駐車場、資材置場等としての事業用の土地の賃料も対象です。
- (4) 管理費や共益費：賃貸借契約において、賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には賃料の範囲に含まれます。
- (5) 地方自治体から賃料支援を受けている場合：給付額の算定に際して考慮される場合があります。
- (6) お問い合わせ先：家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930（8:30～19:00、毎日）

2. 持続化給付金のポイント〔最大で法人200万円、個人事業者100万円〕

2020年1月～12月の間に、売上が前年同月比50%以上減少した事業者に対する、事業全般に広く使える給付金です。対象者、給付額等の概要は、ビジネスニュース第266号にてご確認ください。

<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews266.pdf>

- (1) 「2020年1月～3月に創業した事業者」、「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」についても、対象になりました。
- (2) お問い合わせ先：持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570（8:30～19:00、8月までは毎日）

本ニュースは2020年7月14日現在の内容です。詳細・最新内容は、経済産業省HPでご確認ください。

・家賃支援給付金 <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

・持続化給付金 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

また、補助金・助成金等の情報を調べるには、中小機構が運営する「J-Net21」が便利です。ビジネスニュース第276号をご参照ください。<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews276.pdf>

三井住友海上経営サポートセンターでは、企業経営者さま向けに「助成金・給付金の手続支援（専門家紹介）」を行っています。ご利用方法等は、別途、ビジネスニュース号外でご案内いたします。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N279